

山北町結婚新生活支援事業

少子化対策の強化を図るため39歳以下で新規に婚姻した世帯に対し 住居費、引っ越し費用及びリフォーム費用の一部を 「山北町結婚新生活支援事業」で最大60万円補助します!!

29歳以下の夫婦に60万円 39歳以下の夫婦に30万円補助

esole



所得要件がなくなり多くの方を支 援できるようになりました

esole



パートナーシップ宣誓者も

対象となりました



申請期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 (土日祝日を除きます)

※詳細は裏面をご確認ください。

山北町定住対策課 (山北町役場庁舎2階)



Mail:hello@reallygreatsite.com HP:www.reallygreatsite.com





対象者 次の条件にすべて該当する方

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理され、受理日において、夫婦ともに39歳以下又は令和7年4月1日から令和8年3月31日までにパートナーシップ宣誓照明を受け、宣誓日において、双方ともに39歳以下の世帯
- ・双方どちらかが住民票の住所を山北町内にある補助対象住宅としていること
- ・山北町に10年以上継続して定住する意思があること
- ・他の公的制度による補助を受けていないこと
- ・双方が本補助金(他自治体の同様の趣旨による補助金を含む)を受けたことがないこと
- ・市区町村民税等の滞納がないこと
- ・世帯員全員が山北町暴力団排除条例に定める暴力団員ではないこと、また、暴力団や暴力団員と 密接な関係がないこと

補助対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻又は宣誓を機に要した次の費用を対象とし、補助上限額まで合算することができます。ただし、それぞれの費用が婚姻前又は宣誓前の場合は、婚姻日又は宣誓日から起算して1年以内の費用が対象です。

- ·住宅購入費(住宅取得費用)
- 賃料、礼金、共益費及び仲介手数料(住宅賃借費用)
- ・引越業者又は運送業者への支払い、その他の引越しに係る実費(引越費用)
- ・リフォームに係る実費(リフォーム費用)
- 1. ①~⑤はすべての申請者が提出する書類です。
- ① 山北町結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(全部事項証明書) 又はパートナーシップ宣誓書受領証
- ③ 新婚世帯の課税証明書
- ④ 世帯全員の住民票の写し
- ⑤ 市区町村民税等に滯納がないことを証する書類
- 2. ⑥~⑨は申請する費用ごとに、⑩と⑪は該当の申請者のみ提出が必要な書類です。
- (1) 住宅取得費用 ⑥ 住宅の取得が確認できる書類及び領収書等の写し
- (2) 住宅賃借費用 ⑦ 住居物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し
- (3) 引越費用 ⑧引越しに係る領収書等の写し
- (4) リフォーム費用 ⑨ リフォームに係る領収書等の写し
- (5) 勤務先から住宅手当が支給されている方 ⑩ 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (6)貸与型奨学金を返還している方 ⑪貸与型奨学金の返還額を証する書類の写し
- 3. その他町長が必要と認める書類